

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

(令和2年8月19日改訂)

茅ヶ崎市立鶴嶺小学校

茅ヶ崎市立鶴嶺小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条で次のように定められている

『いじめは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

法律上のいじめの態様は多種多様であり、暴力や暴言は勿論、本人のいないところでの些細な陰口や悪口、嫌がらせなども含まれます。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認を行います。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で遊び半分のものが多くみられることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分事態が深刻化しやすいといわれています。

いじめは、どの年齢の児童にも起こり得ることです。また、「被害者」「加害者」だけでなく「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童にも注意を払わなければなりません。

そのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策をおこないます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“命を尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことに努めます。
- ・いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともにストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育むことに努めます。
- ・子どもたち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚を持って、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- ・子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つように図ります。
- ・いじめ防止の取組みを学校評価に位置づけ目標達成状況进行评估する。
- ・いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ります。
- ・ふざけあいのように見える行為であっても、一方の子どもが傷つきながらもそれに耐え、笑顔を見せていることもあることから、法律上のいじめに該当するかの判断においては、けんかは基本的に法律上のいじめに該当するという認識の下、先入観を持たずに各々の子どもの受け止めを丁寧に確認することに努めます。
- ・定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めるとともに、相談に真摯に対応することに努めます。
- ・いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ地域市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働き日頃からスクールカウンセラー、心の教育相談

員等に学校の様子を把握してもらうとともに定期的に助言をもらい、校内環境の改善に努める。

(3) いじめへの早期対応・早期解決

- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、チームで組織的に対応することが基本になります。そのため、学校全体で情報を共有することを全職員に周知し、円滑な情報伝達・情報共有の徹底を図ります。管理職・学級担任・児童指導担当教員・養護教諭や特別支援教育担当者等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていきます。
- ・いじめを受けている疑いがある場合は、基本方針に定めた組織において、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、支援・指導を行います。いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、迅速に対応します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。また、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- ・市教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関との連携を取ります。

(4) いじめの解消

- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(5) 家庭との連携

- ・子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも図ります。
- ・いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決します。
- ・いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行います。

(6) 地域との連携

- ・いじめを未然に防止して行く上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められるよう取組みます。

- ・学校関係者が保護者や学校評議員、地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを守り、健やかな成長を促す体制を構築します。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくために、医療や福祉などの専門機関及び地域の青少年育成団体等の協力を得ます。
- ・教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、県総合教育センターや市青少年教育相談室など、学校以外の相談窓口についても児童保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携します。
- ・いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導及び対応を行っているにもかかわらず、その指導・対応により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関）との適切な連携が必要です。特に、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。

4 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを推進し、発したいじめ事案に的確に対処するため校内にいじめ対策組織を設置します。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

管理職、総括教諭、児童指導担当教員、学年代表、養護教諭

* 検討事項や事案内容に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等も含める等構成メンバーを柔軟に検討し、校長が任命する。

* 重大事態の調査を実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えることとする。

(2) 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し・年間計画作成及び進行管理
- ・教職員間におけるいじめの対する認識の統一
- ・実践的な教職員の研修等の実施
- ・いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集及び教職員への周知
- ・関係する児童からの事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び適切な記録
- ・いじめの疑いがある情報があった際の緊急会議の開催
- ・いじめを受けた児童及び行った児童への指導・支援並びにその保護者との連携
- ・いじめ事案の報告

5 いじめ事案発生時の対処

(1) いじめ事案発生時の初動

いじめ事案の発生を把握した場合（具体的に次に示す①～③のとおり）、学校いじめ奉仕基本方針に定められたいじめ対策組織で対応します。

- ①教職員が児童の様子から「法律上のいじめではないか」と疑いを持ったとき
- ②児童やその保護者から、いじめにより被害が生じたという申し立てがあったとき
- ③教育委員会や各関係機関・団体から、児童からのいじめの訴えやいじめに係る相談があった旨の連絡を受けたとき

(2) いじめ事案の調査

いじめ事案の調査について、学校は、いじめ対策組織として、組織立った対応を行います。また、いじめを訴えた児童及び通報した関係者の保護・支援を開始します。

(3) 調査結果の取り扱い

調査結果を踏まえた指導・支援を実施します。また、教育委員会へ月例報告として継続して報告をします。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、判断します。

- * いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- * いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断による。）
- * 児童の保護者から、いじめの重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 重大事態の情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行った時は、いじめを受けた児童とその保護者に対し、経過報告を含め適時、適切に情報提供を行う。

(4) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。

(5) 重大事態への対応強化

重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

いじめ事案に対する対応の流れ

